

公正取引法

第一章 総則	
第 1 条	この法律は、取引秩序と消費者利益の維持、公正な競争の維持、経済の安定と繁栄を促進することを目的とする。この法律において規定がない場合、その他関連法律の規定を適用する。
第 2 条	この法律における事業とは次の通り： 1. 会社。 2. 独資又は組合による工業、商業等の事業(工商行号)。 3. 同業の組合。 4. その他商品又は役務の提供に従事する取引を行う者又は団体。
第 3 条	この法律における取引相手とは、事業と取引を行う、又は取引成立の供給者又は需要者を指す。
第 4 条	この法律における競争とは、二以上の事業が市場において、より有利な価格、数量、品質、役務又はその他条件により、取引機会を得ようとする行為を指す。
第 5 条	この法律における独占とは、事業が特定市場において無競争の状態にあるか、或いは圧倒的な地位により競争を排除できる能力がある場合を指す。(第 1 項) 二以上の事業が、実際価格の競争を行わなくとも、その全体の対外関係において前項規定の事由がある場合、独占とみなす。(第 2 項) 第 1 項でいう特定市場とは、事業が一定の商品又は役務について、競争をする区域又は範囲を指す。(第 3 項)
第 5-1 条	事業に以下の各号の事由がない場合、前条独占事業としての認定範囲とはならない： 1. 一事業の特定市場における占拠率が 2 分の 1 に達する。 2. 二事業全体の特定市場における占拠率が 3 分の 2 に達する。 3. 三事業全体の特定市場における占拠率が 4 分の 3 に達する。(第 1 項) 前項各号の事由の一がある場合、その個別事業の特定市場における占拠率が 10 分の 1 又は事業の前会計年度の売上総額が NT\$10 億に達しない場合、かかる事業は独占事業の認定範囲にならない。(第 2 項) 事業の設立或いは事業が提供する商品又は役務の提供により特定市場に進出し、法令、技術の制限を受けた場合、又は市場供給・需要に影響を与えることで、競争を排除できるに十分な他の事由がある場合、前二項における認定範囲外であったとしても、中央主務機関は尚も独占事業として認定することができる。(第 3 項)
第 6 条	この法律における結合とは、事業に次の事由の一がある場合を指す： 1. 他事業との合併。 2. 他事業の株式又は出資額の保有又は取得し、他事業の表決権付株式又は資本総額の 3 分の 1 以上に達する場合。 3. 他事業の全部又は主要部分の営業又は財産の譲受又は賃借。 4. 他事業との経常的な共同経営、又は他事業の委託を受け経営する場合。 5. 他事業の業務経営又は人事任免を直接又は間接的に支配する場合。(第 1 項)

	前項第 2 号の株式又は出資額の計算は、かかる事業が支配し、従属関係にある事業が保有、又は取得する他事業の株式又は出資額を併せて算出しなければならない。(第 2 項)
第 7 条	この法律でいう協調行為とは、事業が契約、協議又はその他方式の合意により、競争関係にある他事業と共同で商品又は役務の価格を決定したり、或いは数量、技術、製品、設備、取引相手、取引地域等を制限し、互いに事業活動の約束をする行為を指す。(第 1 項)
	前項の協調行為は、事業が同一の生産・販売段階において水平的に協調することで、生産、商品取引又は役務の供給需要の市場機能に影響を与える場合に限られる。(第 2 項)
	第 1 項のその他方式の合意とは、契約、協議以外の意思連絡で、法的な拘束力の有無を問わず、実質的な共同行為を導いた場合を指す。(第 3 項)
	同業種の組合が、組合定款、又は組合員総会、理、監事会議決議又はその他の方法により為す事業活動を約束する行為も同じく、第 2 項の水平的な協調とする。(第 4 項)
第 8 条	この法律でいう連鎖販売取引とは、促販或いは販売計画又は組織において、参加者が、商品又は役務の促販、販売及びかかる促販及び計画への加入を第三者に斡旋することができる権利を取得するために、一定の対価を支払い、これにより獲得したコミッション、奨金又はその他経済利益を得る場合を指す。(第 1 項)
	前項の一定対価の支払とは、金銭の支払、商品の購入、役務の提供又は債務の負担を指す。(第 2 項)
	この法律でいう連鎖販売取引事業とは、連鎖販売取引について運営計画又は組織を定め、連鎖販売の全般的な計画を取り扱う事業を指す。(第 3 項)
	外国事業の参加者又は第三者により、かかる事業の連鎖販売取引計画又は組織が導入された場合、前項の連鎖販売取引事業とみなす。(第 4 項)
	この法律でいう参加者とは次の通り
	1. 連鎖販売取引事業の計画又は組織に加入し、商品又は役務を促販、販売し、かかる計画又は組織への加入を第三者に斡旋することができる者。
	2. 連鎖販売取引事業との約定により、一定対価の支払累積後、商品又は役務の促販、販売、及び第三者に加入の斡旋ができる権利を得た者。
第 9 条	この法律でいう主務機関とは、中央の場合、行政院公正取引委員会、直轄市の場合、直轄市政府、県(市)の場合、県(市)政府を指す。(第 1 項)
	この法律に規定する事項が、他の部署又は委員会の権限に関わる場合、行政院公正取引委員会と該当する部署又は委員会との共同で取り扱う。(第 2 項)
第二章 独占、結合、協調行為	
第 10 条	独占の事業には、次の行為があつてはならない： 1. 不公正な方法により、直接又は間接的に他事業の競争参画を阻害すること。 2. 商品の価格又は役務の報酬に対し、不当な決定、維持又は変更をすること。 3. 正当な理由なしに、取引相手に特別優遇を与えること。 4. その他市場の地位を濫用する行為。
第 11 条	事業結合の際、次の事由の一がある場合、中央主務機関に事前申告をしなければならない： 1. 結合により、事業のその市場における占拠率が 3 分の 1 に達する場合。 2. 結合に参加する一事業の市場占拠率が 4 分の 1 に達する場合。 3. 結合に参加する事業の前会計年度の売上金額が、中央主務機関の公告する金額を上回る場合。(第 1

	<p>項)</p> <p>前項第3号の売上金額は、中央主務機関により、金融機構事業と非金融機構事業とに分けてそれぞれ公告される。(第2項)</p> <p>事業は、中央主務機関がそれが提出する申告資料を受理した日から30日以内において、結合してはならない。但し、中央主務機関が必要と判断する場合は、かかる期間を短縮又は延長することができ、申告事業に対し、書面にて通知する。(第3項)</p> <p>中央主務機関による前項但書の延長期間は、30日を超えてはならない。延長期間の申告案件については、第12条の規定に基づき決定を作成しなければならない。(第4項)</p> <p>中央主務機関が期限内に、第3項但書の延長通知又は前項の決定を下さなかった場合、事業は結合を行うことができる。但し、次の事由の一がある場合、結合してはならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申告する事業の同意により、期間を再延長した場合。 2. 事業の申告事項に虚偽不実の事項がある場合。(第5項)
第11-1条	<p>前条第1項の規定は、次の事由には適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 結合に参加する一事業が、他の事業の100分の50以上の議決権株式又は出資金を所有し、それがかかる他事業と再度結合する場合。 2. 同一事業が100分の50以上の議決権株式又は出資金を所有する事業間の結合。 3. 事業が、その全部又は主要部分の営業、財産又は独立して運営できる全部又は一部の営業を、それが単独で新設した他の事業に譲渡する場合。 4. 事業が会社法第167条第1項の但書、又は証券取引法第28-2条の規定に基づき、株主が所有する株式を買取ることで、その従来株主が第6条第1項第3号の事由に該当する場合。(第1項)
第12条	<p>事業結合の申告について、その結合による、経済の全体利益が、競争を制限した場合の不利益を上回る場合、中央主務機関はその結合を禁止してはならない。(第1項)</p> <p>中央主務機関が、第11条第4項の申告案に対して下す決定は、経済の全体利益が競争制限による不利益を上回ることを確保するために、条件又は負担付きの決定とすることができる。(第2項)</p>
第13条	<p>事業が第11条第1項、第3項の規定に違反し結合した場合、申告後中央主務機関によりその結合が禁じられたにもかかわらず結合した場合、或いは前条第2項の結合に付加される条件又は負担を履行しなかった場合、中央主務機関はその結合の禁止、期限内における事業分離、株式の全部又は一部の処分、一部営業の譲渡、職務免職の命令又はその他必要とする処分を為すことができる。(第1項)</p> <p>中央主務機関が前項に基づき為した処分に違反した事業に対し、中央主務機関は、解散、営業停止又は廃業を命じることができる。(第2項)</p>
第14条	<p>事業は協調行為をなしてはならない。但し、次の事由の一があり、経済全体と公共利益に対して利益となり、中央主務機関から許可を取得した場合はこの限りではない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コスト削減、品質改良又は効率向上を目的とし、商品規格又は型番を統一する場合。 2. 技術力の向上、品質改良、コスト削減又は効率向上を目的とし、商品又は市場を競合研究し開発する場合。 3. 事業の合理的な経営促進のために、それぞれの専門分野の事業を発展させる場合。 4. 輸出の確保又は促進のために、海外市場の競争についてのみ特別に約定する場合。 5. 貿易機能強化のために、海外商品の輸入について共同行為を行う場合。

	<p>6. 不景気の期間中、商品の市場価格が平均的な生産コストを下回り、かかる業界の事業が経営維持の困難又は生産過剰に至り、需要に合わせるため、販売数量、設備又は価格制限の共同行為を行う場合。</p> <p>7. 中小企業の経営効率向上又は競争力の強化のために行う共同行為。(第1項)</p> <p>中央主務機関は前項の申請を受理してから、3ヶ月以内に承認可否の決定をしなければならない。必要とする場合、一回延長することができる。(第2項)</p>
第15条	<p>中央主務機関が前条の許可を出す場合、条件又は負担を付加することができる。(第1項)</p> <p>許可に付加する期限は、3年を超えてはならない。事業に正当な理由があり、期限満期の3ヶ月以内に、中央主務機関に対し書面により延長申請をした場合、その延長期限は毎回3年を超えてはならない。(第2項)</p>
第16条	<p>協調行為において許可を得た後、かかる許可事由の消滅、経済状況の変化又は事業が許可範囲以外の行為を為した場合、中央主務機関は許可の廃止、許可内容の変更、停止命令、かかる行為の是正、又は必要とする是正措置を採取することができる。</p>
第17条	<p>中央主務機関は、前三条の許可、条件、負担、期限及び処分に関わる事項につき、登記用の専用記録簿を設け、これらを政府公報にて公表しなければならない。</p>
<p>第三章 不公正な競争</p>	
第18条	<p>事業は、その取引相手が、事業が供給した商品を第三者に転売する場合、又は第三者が再転売する場合、取引相手又は第三者の自由な価格決定を認めなければならない。相反の約定がある場合、かかる約定は無効とする。</p>
第19条	<p>次の各号の行為の一があり、競争を制限する又は公正な競争を阻害する虞がある場合、事業はこれを為してはならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定の事業に損害を与える目的で、他の事業に対し、かかる特定事業への供給、購買又はその他取引を断絶させる行為。 2. 正当な理由なしに、他の事業に対する差別的待遇の行為。 3. 脅迫、誘引又はその他不当な方法により、競争者の取引相手と自己を取引させる行為。 4. 脅迫、誘引又はその他不当な方法により、他の事業に価格競争をさせないようにしたり、結合又は協調に参加させる行為。 5. 脅迫、誘引又はその他不当な方法により、他の事業の販売機密、取引相手の資料又はその他技術秘密を取得する行為。 6. 取引相手の事業活動を不当に制限する条件をもって取引をする行為。
第20条	<p>事業は、それが提供する商品又は役務につき、次の行為があつてはならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連事業又は消費者が一般に認知する他人の氏名、商号又は会社名、商標、商品容器、梱包、外観又は他人の商品の表徴を顕示することで、同じ又は類似の使用をし、他人の商品と混同させたり、又はかかる表徴がなされた商品を使用し、販売、運送、輸出又は輸入すること。 2. 関連事業又は消費者が一般に認知する他人の姓名、商号又は会社名、標章又はその他他人の営業、役務の表徴を表示することで、同じ又は類似の使用をし、他人の営業又は役務の施設又は活動と混同させること。 3. 同一の商品又は同類の商品に、同じ又は相似な未登録の外国著名商標を使用したり、或いはかかる商標を使用した商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。(第1項) <p>前項の規定は、次の各号の行為においては適用しない：</p>

	<p>1. 一般の使用方で、習慣上商品に通用される名称、又は取引上同類の商品に慣用される表徴を使用したり、又はかかる名称又は表徴を使用した商品を販売、運送、輸出又は輸入する場合。</p> <p>2. 一般の使用方で、取引上同類の営業又は役務において慣用される名称又はその他表徴を使用する場合。</p> <p>3. 自己の氏名を善意に使用する行為、又はかかる氏名を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入する場合。</p> <p>4. 前項第 1 号又は第 2 号における表徴に関して、関連事業又は消費者から一般に認知される前に、善意に同じ又は類似の使用をしたり、或いはかかる表徴の使用を、かかる善意使用者がその営業と併せて承継し使用したり、又はかかる表徴を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入する場合。(第 2 項)</p> <p>他の事業が前項第 3 号又は第 4 号の行為をなしたことにより、事業がその営業、商品、施設又は活動において損害を受ける又は混同の虞がある場合、他の事業に適当な表徴を加えるよう請求することができる。但し、商品の運送に対するのみの場合、適用しない。(第 3 項)</p>
<p>第 21 条</p>	<p>事業は商品、広告又は公衆に周知させるその他方法により、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地などに関して、虚偽不実又は誤認させるような表示又は表徴をしてはならない。(第 1 項)</p> <p>事業は前項の虚偽不実又は誤認させる記載のある商品を販売、運送、輸出又は輸入してはならない。(第 2 項)</p> <p>前二項の規定は、事業の役務において準用する。(第 3 項)</p> <p>広告代理店が明らかに知る又は知ることのできる状況において尚も、他人を誤認させる広告を製作又は設計した場合、広告主と連帯し、損害賠償責任を負わなければならない。広告媒体業が、それが放送又は刊行する広告に他人を誤認させる虞があることを明らかに知る又は知ることができながら、尚もそれを放送又は刊行した場合、広告主と連帯し、損害賠償責任を負わなければならない。広告推薦者が、その推薦に他人を誤認させる虞があることを明らかに知る又は知ることができながら、尚も推薦した場合、広告主と連帯し、損害賠償責任を負わなければならない。(第 4 項)</p> <p>前項でいう広告推薦者とは、広告主以外で、広告において商品又は役務に対する意見、信頼、発見又は体験結果を示す人又は機構を指す。(第 5 項)</p>
<p>第 22 条</p>	<p>事業は競争目的で、他人の営業の信用に損害を与えうる不実の事情を陳述又は散布してはならない。</p>
<p>第 23 条</p>	<p>連鎖販売取引において、その参加者が獲得するところのコミッション、獎金又はその他経済利益が主として他人への加入斡旋に基づくものである場合、連鎖販売をなしてはならない。</p>
<p>第 23-1 条</p>	<p>連鎖販売取引事業の参加者は、契約締結日から起算して 14 日以内における連鎖販売取引事業への書面通知を以って、契約を解除することができる。(第 1 項)</p> <p>連鎖販売取引事業は、契約解除発効から 30 日の間、参加者の返品申請を受理し、商品又は参加者自らが持参した商品を回収し、契約解除時に所有していた商品の仕入価格及びその他加入時に支払った費用を、参加者に返還しなければならない。(第 2 項)</p> <p>連鎖販売取引事業が、前項の規定により参加者が支払った金銭を返還する時、商品返還時において参加者の責任に帰属する事由により至った商品の毀損滅失価値、及びかかる商品の仕入れにより参加者に支払った獎金又は報酬を控除することができる。(第 3 項)</p>

	前項の返品において、かかる事業により回収が行われた場合、かかる商品の回収に要した運送費を控除することができる。(第4項)
第23-2条	<p>参加者は、前条第1項における解約権が過ぎた後においても随時、書面により契約を終止し、連鎖販売取引計画又は組織から脱退することができる。(第1項)</p> <p>参加者が前項の規定により契約を終止してから30日の間、連鎖販売取引事業は参加者が従来購入した価格の90%の価格で、参加者が所有する商品を買取らなければならない。但し、かかる取引により参加者に支払われた奨金又は報酬、及び回収した商品の価値が減損する場合、その減損価格を控除することができる。(第2項)</p>
第23-3条	<p>参加者が前二条に基づき、解除権或いは終止権を行使した場合、連鎖販売取引事業は、参加者に対し契約の解除又は終止により被った損害賠償又は違約金を請求してはならない。(第1項)</p> <p>前二条の商品に関する規定は、役務提供の場合において準用する。(第2項)</p>
第23-4条	連鎖販売取引事業の届出、業務検査、決算書の会計士承認及び対外公開、参加者に告知すべき事項、参加契約内容、参加者の権益保障、参加者の権益に重大な影響を与える禁止行為、及び参加者の管理義務などの関連事項規定については、中央主務機関が定める。
第24条	この法律に別段の規定がある場合を除き、事業は取引秩序に影響を与えるその他欺瞞又は公正に欠ける行為をなしてはならない。
第四章 公正取引委員会	
第25条	<p>この法律の公正な取引に関する事項を取り扱うために、行政院は、公正取引委員会を設置しなければならない。その責務は次の通り:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公正な取引に関する政策及び法規の草案事項。 2. この法律の公正な取引に関する事項審議。 3. 事業活動及び経済状況に関する調査事項。 4. 本法律違反の案件調査、処分に関する事項。 5. 公正な取引に関するその他事項。
第26条	公正取引委員会は、この法律違反し、公共の利益を危害する事情に対して、検挙又は職権により調査し処理することができる。
第27条	<p>公正取引委員会が、この法律に基づき調査を行う場合、次の手順に基づき行わなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当事者及び関係者に対し出頭し意見を述べるよう通知する。 2. 関連機関、団体、事業又は個人に対し帳簿、書類及びその他必要とする資料又は物証を提出するよう通知する。 3. 関連団体又は事業の事務所、営業所又はその他場所へ、必要な調査をするために人員を派遣する。(第1項) <p>調査を行う人員が法に基づき公務を執行する場合、職務執行に関する証明書類を提示しなければならない。提示しなかった場合、被調査者はこれを拒絶することができる。(第2項)</p>

<p>第 27-1 条</p>	<p>当事者又は関係者は、前条の調査の進行中において、次の事由の一がある場合を除き、その法律上の利益の主張又は維持のために必要とする場合、関連資料又はファイルの閲覧、書き写し、コピー又は撮影の申請をすることができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政決定前の草稿又はその他準備作業中の資料。 2. 国防、軍事、外向及び一般公務機密に関わり、法規規定により秘密保持の必要性があるもの。 3. 個人のプライバシー、職業秘密、営業秘密に関わり、法規規定により秘密保持の必要性があるもの。 4. 第三者の権利を侵害する虞があるもの。 5. 社会治安、公共安全又はその他公共利益に係る職務の正常な進行を著しく阻害する虞があるもの。(第 1 項) <p>前項の申請者の資格、申請時間、資料又はファイルの閲覧範囲、進行方式等の関連事項及び制限については、中央主務機関が定める。(第 2 項)</p>
<p>第 28 条</p>	<p>公正取引委員会は法に基づき独立して職権を行使し、公正な取引に関わる案件に対する処分は、委員会の名義により行わなければならない。</p>
<p>第 29 条</p>	<p>公正取引委員会の組織については、別段の法律にて定める。</p>
<p>第五章 損害賠償</p>	
<p>第 30 条</p>	<p>事業がこの法律の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合、被害者は除去するよう請求することができる。侵害の虞がある場合、防止するよう請求することができる。</p>
<p>第 31 条</p>	<p>事業がこの法律の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合、損害賠償責任を負わなければならない。</p>
<p>第 32 条</p>	<p>裁判所は、前条被害者の請求により、事業の行為が故意である場合、侵害の事情があることを斟酌し、損害額以上の賠償を命じることができる。但し、既に証明済みの損害額の三倍を超えてはならない。(第 1 項)</p> <p>侵害者が侵害行為により利益を受けた場合、被害者はかかる利益を単独で計算した損害額を請求することができる。(第 2 項)</p>
<p>第 33 条</p>	<p>本章で定める請求権は、請求権者が行為のある事及び賠償義務のある者を知った時から二年間行使しないことにより消滅する。行為がなされた時から 10 年が過ぎた場合も同じとする。</p>
<p>第 34 条</p>	<p>被害者はこの法律の規定に基づき、裁判所に起訴する際、侵害者の費用負担で、判決書の内容を新聞で掲載するよう請求することができる。</p>
<p>第六章 罰則</p>	
<p>第 35 条</p>	<p>第 10 条、第 14 条、第 20 条第 1 項の規定への違反は、中央主務機関の第 41 条規定により期限内の停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取を命じても、期限内に停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取しなかった場合、或いは停止後再度同一又は類似する違反行為をなした場合、行為者を三年以下の有期懲役、拘留に処すか、或いは NT\$1 億以下の罰金を科す又はこれを併科することができる。(第 1 項)</p> <p>第 23 条の規定に違反した場合、行為者を三年以下の有期懲役、拘留に処すか、或いは NT\$1 億以下の罰金を科す又はこれを併科することができる。(第 2 項)</p>
<p>第 36 条</p>	<p>第 19 条の規定への違反は、中央主務機関の第 41 条規定により期限内の停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取を命じても、期限内に停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取しなかった場合、或いは停止後再度同一又は類似する違反行為をなした場合、行為者を二年以下の有期懲役、拘留に処すか、或いは NT\$5,000 万以下の罰金を科す又はこれを併科することができる。</p>
<p>第 37 条</p>	<p>第 22 条の規定に違反した場合、行為者を二年以下の有期懲役、拘留に処すか、或いは NT\$5,000 万以下</p>

	の罰金を科す又はこれを併科することができる。(第 1 項)
	前項の罪は、親告罪とする。(第 2 項)
第 38 条	法人が前三条の罪をなした場合、前三条の規定に基づきその行為者を罰する他に、かかる法人に対しても同じく、かかる条文の罰金を科す。
第 39 条	前四条の処罰につき、その他の法律においてこれよりも重い規定がある場合、その規定に基づく。
第 40 条	事業が第 11 条第 1 項、第 3 項の規定に違反し結合した場合、又は申告後中央主務機関がその結合を禁止したにもかかわらず結合した場合、又は第 12 条第 2 項における結合付加の負担を履行しなかった場合、第 13 条の規定に基づき処分する他、NT\$10 万以上 NT\$5,000 万以下の料料に処す。事業の結合に第 11 条第 5 項但書第 2 号の規定がある場合、NT\$5 万以上 NT\$50 万以下の料料に処す。
第 41 条	公正取引委員会は、この法律規定に違反した事業に対し、期限内の停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取を命じることができ、NT\$5 万元以上 NT\$2,500 万以下の料料に処すことができる。期限内に停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取しなかった場合、継続して停止、行為の是正又は必要な更正措置の採取を命じることができ、停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取するまで連続して、毎回 NT\$10 万以上 NT\$5,000 万以下の料料を連続して処すことができる。
第 42 条	第 23 条の規定に違反した場合、第 41 条の規定に基づき処分する他、その事情が重大である場合、解散、営業停止、又は事業の廃業を命じることができる。(第 1 項)
	第 23-1 条の第 2 項、第 23-2 条の第 2 項又は第 23-3 条の規定に違反した場合、期限内の停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取を命じることができ、NT\$5 万元以上 NT\$2,500 万以下の料料に処すことができる。期限内に停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取しなかった場合、継続して停止、行為の是正又は必要な更正措置の採取を命じることができ、停止、行為の是正又は必要な更正措置を採取するまで連続して、毎回 NT\$10 万以上 NT\$5,000 万以下の料料を連続して処すことができる。その事情が重大な場合、解散、営業停止又は事業の廃業を命じることができる。(第 2 項)
	中央主務機関による第 23-4 条に定める管理規則に違反した場合、第 41 条の規定により処分する。(第 3 項)
第 42-1 条	この法律により処す営業停止期間は、毎回 6 ヶ月を上限とする。
第 43 条	公正取引委員会が第 27 条の規定に基づき調査を実施する際、被調査人が期限内において正当な理由なしに調査を拒否、意見陳述のために出頭しなかった、又は関連帳簿、書類等の資料又は物証の提出を拒んだ場合、NT\$2 万元以上 NT\$2,500 万以下の料料に処すことができる。再通知を経ても被調査人が、正当な理由なしに連続して拒絶した場合、公正取引委員会は引続き調査の通知を行い、調査を受ける、出頭して意見を陳述する、又は関連帳簿、書類などの資料又は物証を提出するまで連続して、毎回 NT\$5 万以上 NT\$50 万以下の料料を連続して処すことができる。
第 44 条	前四条の規定にて処す料料を納めない者は、裁判所に移送し強制執行とする。
第七章 附則	
第 45 条	著作権法、商標法又は専利法に基づく権利行使の正当な行為は、この法律の規定を適用しない。
第 46 条	事業の競争に関する行為は、その他法律において別段の規定がある場合を除き、この法律の立法主旨範囲に抵触してはならず、かかるその他法律の規定を優先適用する。
第 47 条	承認を得ていない外国法人又は団体も、この法律規定事項につき告訴、私訴又は民事訴訟を提起することができる。但し、条約又はその本国の法令、慣例に基づき、中華民国人又は団体がかかる国において同等の

	権利を享受できる場合に限られる。団体又は機構による相互保護の協議により、中央主務機関が許可した場合も同じとする。
第 48 条	この法律の施行細則は、中央主務機関が定める。
第 49 条	この法律は公布から 1 年後に施行する。(第 1 項)
	この法律の修正条文は、公布日から施行する。(第 2 項)

【この和訳は、参考のみの資料ですので、正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき解釈頂くようお願い申し上げます。】

本訳文は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

